

令和6年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 イ 地域経済循環分析事業実施に係る留意事項

要綱別表の第1欄に定める事業区分のうちイ地域経済循環分析事業の実施については、要綱及び令和6年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

第1 助成対象事業

- 1 要綱別表の第1欄に定める事業区分イ地域経済循環分析事業とは、センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析（原則として地域経済の生産・分配・支出の三側面のうち複数の側面から分析を実施するもの）を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討するものをいいます。
※地域経済の循環構造に係る分析と具体的な事業の例示については、（別紙1）参考例を参照ください。
- 2 前項の「センター役職員の助言」とは、概ね次に掲げるものをいいます。
 - （1）地域経済循環分析に関する基礎的な解説や基礎分析資料の提供
 - （2）分析の手順や分析結果の解釈に関する助言
 - （3）分析を基にした計画・施策の策定に必要な助言
- 3 事業実施上の重点事項については、次の者による検討の場を設け協議を行うものとします。
 - （1）センターの役職員（人選はセンターにて行う）
 - （2）市区町村の関係部門 各担当者
 - （3）住民、地元の関係者等
- 4 事業実施により検討された地域経済の循環構造に係る分析結果及び地域経済の活性化に向けた施策の方向性案については、次に掲げる方法等により広く周知するとともに、実施状況が確認できる資料（写真、広報紙等）を実績報告書（様式第5号）の添付書類として提出してください。
 - （1）住民向け説明会の開催
 - （2）市区町村広報紙への掲載
 - （3）市区町村ホームページへの掲載
 - （4）説明用パンフレットの作成

第2 助成対象経費

- 1 原則として、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。
- 2 原則として、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。
- 3 第1の2（1）の実施に係る経費については、助成対象経費に含めることができるものとします。
- 4 第1の3の検討の場に参加する者（随行者を除く）に係る旅費等については、助成対象経費に含むものとします。

第3 その他の留意事項

助成事業の採択に当たっては、地域経済循環分析を実施する上での目的、手法、事業内容が明確に整理されている事業を優先するものとします。そのため申請前の事前相談を行うようにしてください。